

## 第6節 関係法令による地域指定の概要

当該地域における環境保全に関する個別課題に係る関係法令による地域指定の状況は、表1-6-1のとおりである。

表1-6-1 公害関係地域各種地域指定等の状況 (平成13年度末現在)

区分	SOx		NOx 総量規制地域指定	湖沼水 特法指定地域	水質総量 規制地域指定	生活排水 対策重点地域	騒音環境基準 指定地域			騒音規制 法指定地域	振動規制 法指定地域	悪臭防止 法規制地域	工業用水 法指定地域	ビル用水 法指定地域	県条例による 地下水採取 規制	農用地土壌 汚染対策 地域
	総量 規制地域 指定	K値					一般騒音	航空機 騒音	新幹線 鉄道騒音							
市町名	注5				注6		注7	注8	注8	注9	注10	注11				
神戸市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17) D:3.0	-	-		-		-					-	-	-	-
姫路市		E:3.5 C:(1.75)	-	-		-		-					-	-	-	-
尼崎市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17)	-	-		-							-	-	-	-
明石市		E:3.5 C:(1.75)	-	-		-		-					-	-	-	-
西宮市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17)	-	-		-							-	-	-	-
芦屋市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17)	-	-		-		-					-	-	-	-
伊丹市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17)	-	-		-							-	-	-	-
加古川 市		E:3.5 C:(1.75)	-	-		-		-					-	-	-	-
宝塚市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17) F:17.5	-	-		-							-	-	-	-
高砂市		E:3.5 C:(1.75)	-	-		-		-					-	-	-	-
川西市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17) F:17.5	-	-		-							-	-	-	-
播磨町		E:3.5 C:(1.75)	-	-		-		-					-	-	-	-

- 注) 1 は該当する市町を示す  
 2 は当該市町の区域の一部を除き該当する市町を示す  
 3 「SOxK値」のうち、( )書きは特別排出基準が適用されているもの  
 4 A: 昭和47年1月4日以前に設置されたもの  
 B: 昭和47年1月5日～昭和49年3月31日に設置されたもの  
 C: 昭和49年4月1日以降に設置されたもの  
 D: 神戸市のうち垂水区、西区、北区に設置されたもの  
 E: 昭和49年3月31日以前に設置されたもの  
 F: 宝塚市及び川西市の一部に設置されたもの  
 5 昭和51年9月28日地域指定  
 6 C O D: 昭和54年6月12日地域指定、窒素及びりん: 平成13年12月1日地域指定  
 7 平成47年4月25日地域指定  
 8 昭和51年7月2日地域指定  
 9 昭和44年4月30日地域指定  
 10 昭和52年11月1日地域指定  
 11 昭和48年4月1日地域指定(但し、神戸市については、昭和48年4月10日地域指定)